

有効期間満了日 令和5年12月31日  
熊交企第499号  
令和2年12月3日

#### キャッチ&アクション制度の運用について（通達）

県下の交通事故情勢は、本年10月末現在、死者数、発生件数及び負傷者数はいずれも前年比で減少しているものの、高齢者の死者数（25人）が全死者数（38人）の約7割を占めるほか、歩行中の死者数（14人）が全て高齢者となっているなど、高齢者対策の重要性は一層高まりを見せている。

さらに今後も、県内では高齢化の進展が見込まれており、高齢者が当事者となる交通事故の発生が懸念される状況にあることから、これまで以上に、高齢者を歩行者（被害者）と運転者（加害者）の両面で交通事故から守る対策を強化することが重要である。

県警察においては、今般の情勢に鑑み、効率的かつ効果的に対策を推進するため、下記のとおり新たな「キャッチ&アクション制度」（以下「新制度」という。）を運用することとしたので、本制度の趣旨及び重要性を十分理解した上で、積極的に推進されたい。

また、新制度における「交通上危険な者」の登録、管理、削除等については、「「キャッチ&アクション」システムの運用について（通達）」（令和2年12月3日付け熊交企第498号。以下「システム運用通達」という。）に基づき行われたい。

なお、本通達の実施に伴い、「高齢者対策「キャッチ&アクション制度」の運用について（通達）」（平成29年12月27日付け熊交企第563号。以下「旧制度」という。）は廃止するが、旧通達を引用している通達、通知等については、本通達と読み替えることとする。

#### 記

##### 1 制度の概要

交通事故、警ら、巡回連絡等のあらゆる警察活動や関係機関・団体等からの情報提供などにより、主に高齢の「交通上危険な者」を把握（キャッチ）し、現場における効果的な交通安全教育を実施するとともに、見守りレベルに応じた継続指導を行うこと（アクション）により、交通事故の未然防止を図る。

（別添「新キャッチ&アクション制度の概要」のとおり）

##### 2 期間

令和2年12月10日（木）から令和5年12月31日（日）までの間

##### 3 「キャッチ&アクション」の対象となる者

身体機能、認知・判断機能の低下など、交通事故当事者となる危険性が認められる者（以下「交通上危険な者」という。）

##### 4 見守りレベル

「交通上危険な者」と認めた理由に応じレベルが付与されることから、レベルに応じた継続指導を行うものとする。

###### (1) 見守りレベル1

基本的に交通事故防止に資するリーフレット等を対象者宅に郵送

###### (2) 見守りレベル2

2年に1回、基本的に対象者本人又は家族に対する面接又は電話（郵送可）

(3) 見守りレベル3

半年に1回、対象者本人又は家族に対する面接又は電話（郵送不可）

5 実施要領

(1) 把握時の措置

ア 警察官が対象者を発見した場合

警察職員が警察活動において、「交通上危険な者」（「交通上危険な者」と思料される場合を含む。）を把握した場合は、別紙1「交通上危険な者に対する聴取事項」を聴取するとともに、別紙2「観察の着眼点」を参考に動静や言動等を観察するものとし、対象者に対して「定期的に交通安全教育を行う可能性がある。」旨を伝えること。

また、把握時対象者に対して、交通事故防止に資するリーフレットを活用するなどして、交通事故防止のための短時間交通安全教育を実施するものとする。

イ 一般人から情報提供を受けた場合

「交通上危険な者」に関する情報提供を受けた警察官は、対象者の居住地を管轄する警察署の交通課（係）員と連携し、対象者又はその家族と面接するなどして、「交通上危険な者」に該当する場合（該当すると思料される場合を含む。）は、前記アと同じ措置をとること。

(2) 新規登録

把握した者を交通上危険と認めた理由を「キャッチ&アクション」システム（以下「システム」という。）に入力し、見守りレベルが付与された場合は、同システムに人定事項、把握場所等を入力し新規登録すること。

なお、新規登録しようとした者が、既にシステム内に登録されていた場合は、(4)の継続指導登録に移行すること。

(3) 見守りレベルの確定

「交通上危険な者」の居住地を管轄する警察署の交通担当課長（交通第一課長、交通課長又は地域・交通課長）又は本制度を担当する係長（以下「交通課長等」という。）は、(2)により登録された内容を確認し、見守りレベルを確定すること。

登録された内容に誤りなどがあるときは、入力者に差戻しを行い、内容の修正を求め、修正、再登録後に見守りレベルを確定すること。

(4) 継続指導

継続指導期限までに、個別訪問するなどして本人又は家族に対し継続指導を行うこと。

継続指導を実施後、指導時の状況をシステムに登録し、「交通上危険な者」の居住地を管轄する交通課長等は内容確認後、登録を確定すること。

登録された内容に誤りなどがあるときの措置は(3)に同じとする。

(5) 住居、氏名等の変更を把握した場合等の措置（転居先が県外の場合は削除登録）

「交通上危険な者」の住居、氏名等の変更を把握したときは、システムで人定等修正登録又は継続指導登録（継続指導を行った際に変更を把握した場合に限る。）し、「交通上危険な者」の居住地（転居した場合は新たな居住地）を管轄する交通課長等は、これらを確認し登録を確定すること。

登録された内容に誤りなどがあるときの措置は(3)に同じとする。

(6) 削除登録等

本人又は家族に対する面接又は電話により、「交通上危険な者」が次の事由に該当することが明らかになったことを把握したときは削除登録し、「交通上危険な者」の居住地を管轄する交通課長等は内容を確認し、登録を確定すること。

- 死亡
- 寝たきり（外出時に介助が必要な場合を含む。）
- 施設（老人ホーム等）へ入所
- 県外へ転居
- 調査するも転居先不明

登録された内容に誤りなどがあるときの措置は(3)に同じとする。

なお、削除登録を確定した後、原則として3年を経過しない期間内に、「交通上危険な者」として登録されていた者が削除事由に該当しないことが明らかとなったときは、交通課長等は削除取消を行うものとする。

## 6 情報（データ）の移行

旧制度で把握している「交通上危険な高齢者」の情報（データ）については、令和3年1月末までにシステムに移行し、見守りレベル3とすること。

## 7 推進上の留意事項

### (1) 交通死亡事故多発時の対応

管内で高齢者が関与する交通死亡事故が多発した場合等、見守りレベルに関係なく個別訪問を行うなど、「交通上危険な者」の情報を有効に活用し対策を講じること。

### (2) 県警声かけ・訪問隊（通称：県警ひまわり隊）との連携

継続指導については、県警声かけ・訪問隊と積極的な連携を図ること。

### (3) 地域警察官等との連携

交通課（係）員と地域警察官等が連携し、交通事故現場臨場、交通指導取締り、警ら、立番等のあらゆる警察活動において「交通上危険な者」を把握するとともに、巡回連絡等の機会を活用し、継続指導を推進すること。

### (4) 生活安全課等との連携による高齢者対策の実施

高齢者については「電話で『お金』詐欺」を始めとした犯罪の被害に遭うケースが多いことを踏まえ、継続指導のため個別訪問を行う際には、生活安全課（係）等と連携し、被害防止のためのワンポイントアドバイスをを行うものとする。

このほか、「交通上危険な者」に対して、周知すべきと考えられる啓発についても必要に応じ行うこと。

### (5) 一定の病気等に該当する疑いがある運転免許保有者等の対応

警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の警察職員が、一定の病気等に該当する疑いがある運転免許保有者等を把握した場合は、速やかに、「一定の病気等に該当する疑いがある運転免許保有者等の発見及び通報並びに免許の取消処分等の確実な実施について（通達）」（平成29年8月31日付け熊運免第356号）に基づき、同通達に定める「一定の病気等に該当する疑いがある運転免許保有者等発見通報書」を作成し、通報するものとする。

### (6) 運転免許証の自主返納に向けた対応等

運転免許証を保有している見守りレベル3の「交通上危険な者」については、本人はもちろん、その家族に対して、交通事故の悲惨さやその責任・賠償などについて十分説明し、運転免許証の自主返納について理解を求めること。

理解を得ることができない場合は、補償運転（危険を避けるため、運転するときと場所を選択し、運転能力が発揮できるよう心身及び健康を整え、加齢に伴う運転技能の低下を補うような運転）を実践するよう働き掛けること。

警察本部ホームページの「運転免許の自主返納の手続案内」に、「県内における自主返納者に対する支援制度概要」（熊本県くらしの安全推進課作成）を掲載していることから、自主返納について理解を求める際に活用すること。

なお、同制度概要は随時更新されるので、教示の際はその旨を申し添えること。

(7) 関係機関・団体等と連携した把握及び指導

地域交通安全活動推進委員や民生委員などの情報を入手・活用し、効果的な把握、継続指導等に努めること。

(8) 市町村、社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携した対応

「交通上危険な者」に対する支援については、警察のみならず、市町村、社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携して、運転免許証を自主返納した後の生活のケアを検討するなど、一歩踏み込んだ対策を講じること。

(9) 情報管理の徹底

システムからの情報（データ）出力は、交通事故防止に資するリーフレット等の対象者宅への郵送など、必要性が高いと認められる場合に交通企画課が行うものとし、交通企画課からシステム内情報（データ）の送付を受けた所属については、システム運用通達に基づき、情報の管理を徹底すること。

8 登録状況の報告

各警察署については、毎月、前月の登録数等を所属長に報告すること。

また、毎年1月は前年の登録数等を所属長に報告すること。

なお、システム運用開始以降の各月ごとの登録数等については、「キャッチ&アクション月報」（別記様式第1号）により、各年ごとの登録数等については、「キャッチ&アクション年報」（別記様式第2号）により、システムから出力するものとする。

9 交通課長等に対するアクセス権の付与

交通課長等に対し、「登録の確定」を行うことができるアクセス権を付与する必要があることから、交通課長等は職員番号をシステム運用開始前までに交通企画課対策第一係を経由してメールにて報告すること。

また、定期異動により新たに交通課長等の職に就いた者も同様に報告すること。

※ 別添・別紙・別記様式（略）